

三井住友信託銀行が実施するリコーリース株式会社に 対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社がリコーリース株式会社に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンスに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）がリコーリース株式会社（リコーリース）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）（本ファイナンス）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)リコーリースに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) リコーリースに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト

リコーリースは 2020 年度、「循環創造企業へ」という中長期ビジョンを示し、経営理念の実現に向け、事業活動を通じて社会との共通価値を創造し、持続可能な社会を目指すための取り組みを推進するという「サステナビリティ経営」を根幹に置いている。リコーリースは事業活動を通じた社会課題の解決を図ることを目的に、事業ドメインを E：環境循環、S：ソーシャル&コミュニティ、G：ビジネス&ガバナンスの 3 つに再定義するとともに、サステナビリティ経営加速のために、①クリーンな地球環境をつくる、②豊かな暮らしをつくる、③持続可能な経済の好循環をつくる、④ハピネスな会社、そして社会をつくる、の 4 つをマテリアリティとして特定している。そして、マテリアリティの具体的な戦略・施策として、中期経営計画の事業ドメイン「E」「S」「G」と非財務の取り組みを統合した「サステナビリティ中期経営計画」を策定している。

リコーリースは、2020 年度に社長執行役員の諮問機関の一つとして、サステナビリティ委員会を設置している。サステナビリティ委員会は常務執行役員及びサステナビリティや ESG 課題に直面する各本部長によって構成され、「マテリアリティの特定」や中長期的テーマである「環境・社会のリスクおよび機会」、「ESG 情報開示」などの各施策について組織横断的な議論を行い、戦略施策を可視化し、紐づけた行動を全社に展開することで、企業価値向上を目指している。サステナビリティ委員会での議論は執行役員等で構成される経営会議に具申・報告がなされており、サステナビリティに関する継続的な体制強化及び適切な執行が行われている。

また、リコーリースのサステナビリティおよび SDGs に関する情報は、統合報告書およびウェブサイトにおいて開示されている。

本ファイナンスでは、リコーリースの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、上記のサステナビリティに関する組織体制や活動を踏まえて、「気候変動の緩和」、「資源循環」および「ダイバーシティ&インクルージョン」の 3 項目の取り組みテーマに関連する個別インパクトを本ファイナンスのモニタリング対象となるインパクトとして特定し、それぞれにインパクト指標（KPI）を設定した。

今後、これら 3 項目の取り組みテーマに関連する個別インパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。本ファイナンスでインパクトとして特定されたカテゴリーおよび KPI は、リコーリースのマテリアリティにおける取り組みテーマに沿って選定されたものであり、したがって本ファイナンスによってリコーリースのマテリアリティに関する今後の取り組みが促進されることが期待される。

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。また JCR は、本ファイナンスにおけるモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

従って JCR は、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る 3 側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規定・体制の整備状況、並びにリコーリースに対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社のリコーリース株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

2020年12月11日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. リコーリースに係る PIF 評価等について	- 6 -
1. リコーリースのサステナビリティ活動の概要	- 6 -
1-1. 事業概要	- 6 -
1-2. サステナビリティに関する実績	- 6 -
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法	- 10 -
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価	- 13 -
2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要	- 13 -
2-2. JCR による評価	- 15 -
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 17 -
3-1. KPI 設定の概要	- 17 -
3-2. JCR による評価	- 24 -
4. モニタリング方針の適切性評価	- 28 -
5. モデル・フレームワークの活用状況評価	- 28 -
IV. PIF 原則に対する準拠性について	- 29 -
1. 原則 1 定義	- 29 -
2. 原則 2 フレームワーク	- 30 -
3. 原則 3 透明性	- 31 -
4. 原則 4 評価	- 32 -
V. 結論	- 32 -

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）がリコーリース株式会社（リコーリース）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）（本ファイナンス）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1) リコーリースに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) リコーリースに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト

リコーリースは 2020 年度、「循環創造企業へ」という中長期ビジョンを示し、経営理念の実現に向け、事業活動を通じて社会との共通価値を創造し、サステナブルな社会を目指すための取り組みを推進するという「サステナビリティ経営」を根幹に置いている。リコーリースは事業活動を通じた社会課題の解決を図ることを目的に、事業ドメインを E：環境循環、S：ソーシャル&コミュニティ、G：ビジネス&ガバナンスの 3 つに再定義するとともに、サステナビリティ経営加速のために、①クリーンな地球環境をつくる、②豊かな暮らしをつくる、③持続可能な経済の好循環をつくる、④ハピネスな会社、そして社会をつくる、の 4 つをマテリアリティとして特定している。そして、マテリアリティの具体的な戦略・施策として、中期経営計画の事業ドメイン「E」「S」「G」と非財務の取り組みを統合した「サステナビリティ中期経営計画」を策定している。

リコーリースは、2020 年度に社長執行役員の諮問機関の一つとして、サステナビリティ委員会を設置している。サステナビリティ委員会は常務執行役員及びサステナビリティや ESG 課題に直面する各本部長によって構成され、「マテリアリティの特定」や中長期的テーマである「環境・社会のリスクおよび機会」、「ESG 情報開示」などの各施策について組織横断的な議論を行い、戦略施策を可視化し、紐づけた行動を全社に展開することで、企業価値向上を目指している。サステナビリティ委員会での議論は執行役員等で構成される経営会議に具申・報告がなされており、サステナビリティに関する継続的な体制強化及び適切な執行が行われている。

また、リコーリースのサステナビリティおよび SDGs に関する情報は、統合報告書およびウェブサイトにおいて開示されている。

本ファイナンスでは、リコーリースの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、上記のサステナビリティに関する組織体制や活動を踏まえて、「気候変動の緩和」、「資源循環」および「ダイバーシティ&インクルージョン」の 3 項目の取り組みテーマに関連する個別インパクトを本ファイナンスのモニタリング対象となるインパクトとして特定し、それぞれ

にインパクト指標（KPI）を設定した。

今後、これら 3 項目の取り組みテーマに関連する個別インパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。本ファイナンスでインパクトとして特定されたカテゴリーおよび KPI は、リコーリースのマテリアリティにおける取り組みテーマに沿って選定されたものであり、したがって本ファイナンスによってリコーリースのマテリアリティに関する今後の取り組みが促進されることが期待される。

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。また JCR は、本ファイナンスにおけるモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

従って JCR は、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る 3 側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する 準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規定・体制の整備状況、並びにリコーリースに対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行がリコーリースに実施する PIF に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワークに沿って第三者評価を行った。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等として審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する 3 つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、リコーリースに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行い、本ファイナンスの PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性を確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行がリコーリースとの間で 2020 年 12 月 7 日付で契約を締結する、資金用途を限定しない PIF に対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<リコーリースに係る PIF 評価等について>

1. リコーリースのサステナビリティ活動の概要
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク等について>

1. 同行の組成する商品（PIF）が、UNEP FI の PIF 原則及び関連するガイドラインに準拠しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）
2. 同行が社内で定めた規定に従い、リコーリースに対する PIF を適切に組成できているか

III. リコーリースに係る PIF 評価等について

本項では、リコーリースに係る PIF 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況、及び本ファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. リコーリースのサステナビリティ活動の概要

1-1. 事業概要

リコーリースは株式会社リコーを中心とするリコーグループの一員であり、リース&ファイナンス事業、サービス事業、インベストメント事業を主軸に、総合的なフィナンシャルサービスを提供する企業である。経営理念である「私達らしい金融サービスで豊かな未来への架け橋となります。」のもと、顧客の企業活動に必要な設備機器の導入支援をはじめとしたさまざまなサービスの提供を通じて、社会に貢献している。

➤ リース&ファイナンス事業

顧客の設備投資に関するリース・レンタル・割賦・クレジット等の商品・サービスを提供する。主力の事務用・情報関連機器、医療機器の他、新たな分野である環境関連など重点分野を定めて、分野ごとの営業戦略を展開している。また、個人向け融資、ドクターサポートローン（開業支援融資）、法人向け融資（リコーグループ向けを除く）など、多様化する社会的ニーズ・課題に応えるべく、先進的で付加価値の高い金融商品の開発・提供にも注力している。

➤ サービス事業

売掛金集金代行サービスや請求書発行代行サービスなどの手数料ビジネスや、介護事業者向けの介護報酬ファクタリングなどを提供している。2019年には労働環境の変化を背景とした従業員の給与等の受け取り方に対するニーズを受け、給与前払いに活用できる早期資金化サービス「RiLTA」の取り扱いを開始している。

➤ インベストメント事業

住宅賃貸事業では団地リノベーションや、生活家電などを借りられるサブスクリプション型レンタルサービスを付加した賃貸など、住環境の改善につながる不動産関連サービスの開発・提供を行う。また、自らを事業者とする太陽光発電事業によって、再生可能エネルギーの一層の普及を行っている。

1-2. サステナビリティに関する実績

リコーリースのサステナビリティの取り組みに関する目標、運用状況、実績の詳細は統合報告書、ウェブサイト等において確認することができる。社会・環境・経済に関する取り組みの成果について、各種媒体を通じて開示しており、ステークホルダーからも容易にモニタリングが可能な状況となっている。

リコーリースは 2020 年度、『循環創造企業へ』という中長期ビジョンを示し（図 1）、経

営理念の実現に向け、個を中心とした経営のもと、誠実な事業活動を通じて社会との共通価値を創造し、サステナブルな社会を目指すための取り組みを推進するという「サステナビリティ経営」を根幹に置いている。また同時に、事業活動を通じた社会課題の解決を図ることを目的に、事業ドメインを E：環境循環、S：ソーシャル&コミュニティ、G：ビジネス&ガバナンスの 3 つに再定義するとともに、サステナビリティ経営加速のために、①クリーンな地球環境をつくる、②豊かな暮らしをつくる、③持続可能な経済の好循環をつくる、④ハピネスな会社、そして社会をつくる、の 4 つをマテリアリティとして特定している。そして、マテリアリティの具体的な戦略・施策として、中期経営計画の事業ドメイン「E」「S」「G」と非財務の取り組みを統合した「サステナビリティ中期経営計画」を策定している（図 2）。

目指す姿

「個を中心に据えた経営」で環境・社会・経済における良い循環を創造し、豊かな未来への架け橋となる

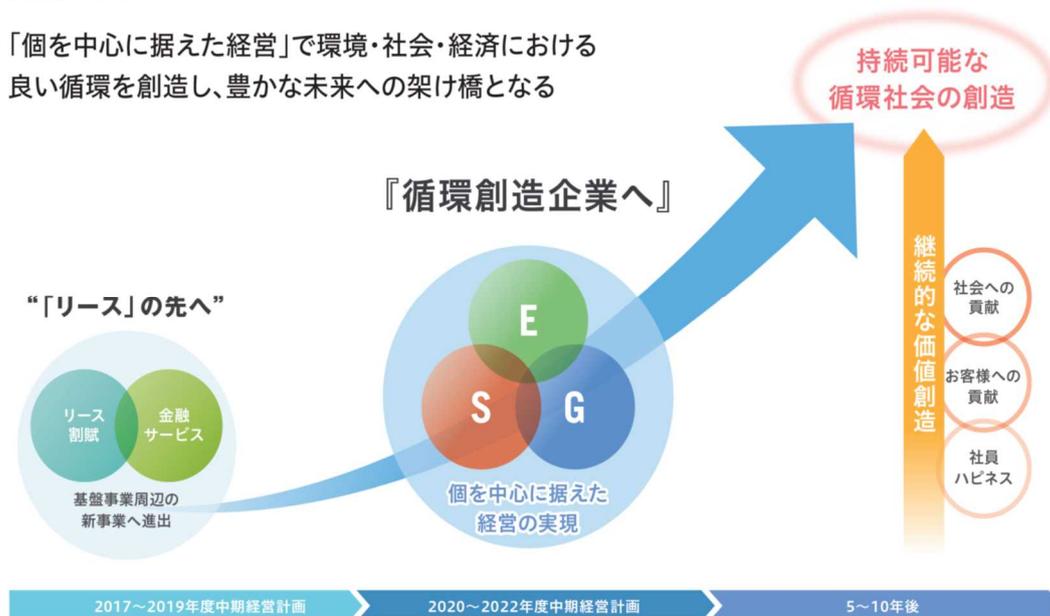


図 1： 中長期ビジョン『循環創造企業へ』のイメージ図

マテリアリティ	取り組みテーマ	サステナビリティ中計	施策
クリーンな地球環境をつくる 	①気候変動の緩和と適応	●環境循環に根ざしたクリーンな地球環境への貢献	・再生可能エネルギー分野への取り組み ・CO ₂ 排出量中長期目標達成
	②資源循環		・環境循環・環境負荷低減に資する取り組み ・レンタル事業の強化
豊かな暮らしをつくる 	③住まう（住み続けられる）コミュニティ創り	●安心・安全・快適な「住まう」・「暮らす」環境の創造	・少子高齢社会において『医職住』領域の循環で社会貢献 ・「医」:医療介護 ・「職」:職場・オフィス ・「住」:住居
	④生活基盤の充実	●生活に欠かせないサービスを創る	・社会の期待にこたえるノンアセットサービスの開発
	⑤コミュニティとの協働・連携		・社会貢献活動への積極的な参加
持続可能な経済の好循環をつくる 	⑥事業を通じた共通価値の創造	<ul style="list-style-type: none"> ●ベンダーリースの更なる進化と顧客提供価値の強化 ●新たな事業領域の開拓と新たなビジネスモデルの創造 ●ノンアセットビジネスの拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客向けポータル構築による提供価値の強化 ・資産の更なる優良化のための施策の展開 ・ファイナンス手法の多様化による新分野の開拓 ・ESGファンド設立等によるエクイティ投資 ・あらゆるドメインにおける新商材サービスによる新規分野の拡大 ・既存商品での新分野強化
	⑦グループ各社・取引先とのパートナーシップ強化	<ul style="list-style-type: none"> ●ベンダーリースの更なる進化と顧客提供価値の強化 ●新たな事業領域の開拓と新たなビジネスモデルの創造 ●レンタル事業の再構築 ●みずほリースとの提携による事業拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なるベンダー支援機能の充実 ・ポータルの構築による提供価値の強化 ・出資先・提携先との協働および事業開発 ・リコーグループとの協業によるレンタル事業拡大 ・既存事業の強化 ・新しい事業機会の創出
ハピネスな会社、そして社会をつくる 	⑧ダイバーシティ&インクルージョン	●社員の幸福を会社業績拡大につなげる人財マネジメント	・社員のハピネス値を向上させる人事施策の展開
	⑨人財育成		・キャリア開発(支援策)能力開発の強化
	⑩健康経営を基盤とした働き方改革の実現	●いきいきと働きやすい職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことに誇りを持てる会社風土を醸成 ・戦略的な健康経営の実践 ・働きやすい職場環境を推進 ・システム化・標準化・自動化 ・内部統制・監査の充実

図 2: サステナビリティ中期経営計画

「サステナビリティ中期経営計画」の具体的な取組として、リコーリースは2020年7月にESG分野に貢献するスタートアップ企業や事業に対する投資枠200億円を設定した。環境や社会的課題に対しポジティブなインパクトを生み出す事業分野への投資をきっかけに、ESG分野で成長期待が高い投資先とのネットワーク構築や、投資先との事業連携を図ることで、相互のノウハウや経営資源を活かした新たなサービスを創造し、社会課題の解決へつなげていくとしている。

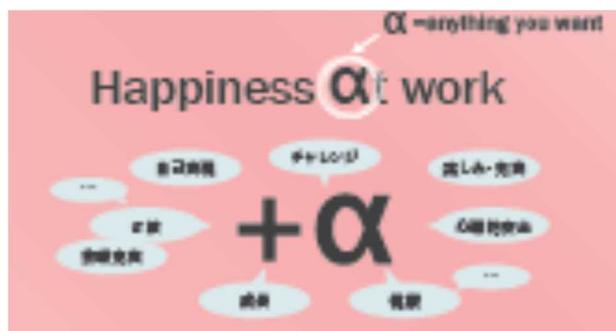
外部との関連においては、リコーリースは2012年3月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名し、第2期（2014年～）より本原則の運営委員を務めている。また、2019年8月には、「気候変動財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明しており、今後、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たすべく、TCFD提言に基づいた情報開示、並びに事業戦略及びリスクマネジメントへの気候関連リスク・機会の反映を行う方針である。

外部評価においてはSNAMサステナビリティ・インデックス構成銘柄に選定されているほか、CDP2019気候変動プログラムにて「A」ランクの評価を受けており、リコーリースが今後、リースの先を行く「私達らしい金融サービス」の推進に当たって、環境・社会・経済における良い循環を創出することが期待できる。

また、リコーリースは人事戦略のコンセプトとして「Happiness at work」を展開している（図3）。ポジティブチャレンジ、公平公正な処遇、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）、健康経営、ワークスタイルイノベーションの5つの戦略を掲げ、個を中心に据えた経営・人財マネジメントの実施により、社員一人ひとりの幸せと会社の成長をともに実現し、社会との好循環を創造していくことを目指している。また、全社員を対象としたエンゲージメント調査を四半期ごとに行い、「Happiness at work」の実現度を測定することで、短期間でのPDCAサイクルを回していくことを宣言している。

リコーリースは特に社員の約半数を占める女性の活躍推進については今後の発展の原動力になると考えており、近い将来管理職となり得る女性社員の早期育成を目的とした「女性のためのマネジメント研修」や、育児・介護休業が昇格において不利にならないようにする「キャリアリカバリー制度」等の取り組みを実施している。さらに、男性の家事・育児参加を促進するための「育メン・チャレンジ休暇制度」の導入や、誰もが持つ無意識の偏見について“知る・気づく・意識する”ための「アンコンシャスバイアス研修」の実施等により、社員一人ひとりがいきいきと働くことができる職場環境づくりを行っている。

これらの取り組みが評価され、意欲ある女性が働きやすい環境づくりを積極的に行っている企業を表彰する「Forbes JAPAN WOMEN AWARD」においては、企業部門（従業員300名以上1000名未満の部）で2年連続ベスト5に入っている（2018年 第4位、2019年 第3位）。こうした点においても、リコーリースが社会や経済における価値創造に寄与していると言える。



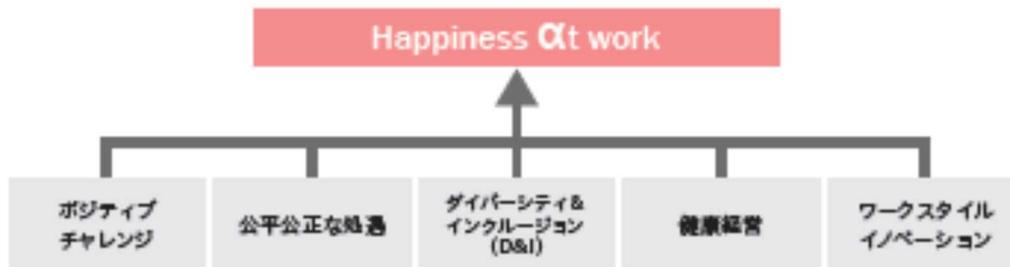


図 3： 「Happiness at work」 の概念図

1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法

(1) サステナビリティに関する組織体制

リコーリースを関連会社とするリコーグループでは、グループ全体で共有する価値観、行動原則を定めた「リコーグループ CSR 憲章」において、「誠実な企業活動」「環境との調和」「人間尊重」「社会との調和」の 4 つの柱を、リコーグループの CSR を推進する際の重要な指針としている。

リコーリースに関しては 2020 年度に策定したサステナビリティ中期経営計画に基づき、目標を定め、環境循環に根ざしたクリーンな地球環境への貢献、安心・安全・快適な「住まう」・「暮らす」環境の創造、社員の幸福を会社業績拡大につなげる人財マネジメント、ガバナンス強化等に組織的に取り組んでいる。

また、CSR の推進にあたっては専任部門（経営企画部サステナビリティ推進室）を設置しているほか、2020 年度には社長執行役員の諮問機関の一つとして、新たにサステナビリティ委員会が発足した。サステナビリティ委員会は常務執行役員及びサステナビリティや ESG 課題に直面する各本部長によって構成され、「マテリアリティの特定」や中長期的テーマである「環境・社会のリスクおよび機会」、「ESG 情報開示」などの各施策について組織横断的な議論を行い、戦略施策を可視化し、紐づけた行動を全社に展開することで、企業価値向上を目指している（図 3）。2020 年 8 月に開催された第 1 回委員会では、「サステナビリティ中期経営計画」の策定等について議論がなされ、取締役会等での議論・助言を経て決定した。なお、サステナビリティ委員会での議論は執行役員等で構成される経営会議に具申・報告がなされており、サステナビリティに関する継続的な体制強化及び適切な執行がなされていると判断できる。

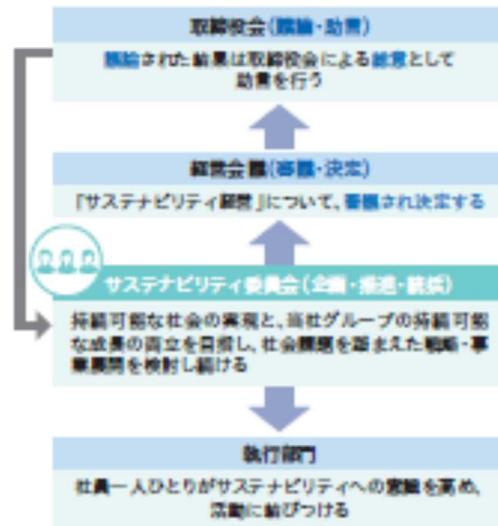


図 4： リコーリースサステナビリティ推進体制とサステナビリティ委員会の位置づけ

(2) サステナビリティに関するマテリアリティ

リコーリースは 2014 年度に 4 つの重要活動領域を特定し、2017 年度、2020 年度にそれぞれ見直しを行っている。マテリアリティの見直しにあたっては GRI ガイドライン等の外部環境、及び中期経営計画等の内部環境の分析を通してリストアップし、社内外の意見交換を重ねたうえで 13 の重要課題を特定している。各マテリアリティについては CSR 中期経営計画を基に主要な取り組み指標及び KPI を定めており、活動を推進している。

2020 年度の見直しにおいては 4 つのマテリアリティ及び 10 の取り組みテーマが特定されている。また、「サステナビリティ中期経営計画」において、財務・非財務の両面から各取り組みテーマにおける具体的施策を示すことで、事業を通じた社会課題への貢献をより一層推進していくこととしている。

(3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制と実績

リコーリースは社長執行役員の諮問機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、地震等の自然災害やハラスメントなどの人権問題、環境への影響、情報セキュリティ、品質問題など、リコーリース事業活動に重大な影響を及ぼすリスクに対処する体制を整えている。2019 年度、リコーリースはリスクの見直しを行い、特定した 12 項目のリスクについて、発生する事象から発生後の対応をまとめたリスク管理台帳を作成し、PDCA を回している。また、定期的にリスクの見直しを行い、リスクマネジメントを徹底する体制を整えている。とりわけ気候変動については TCFD の分類に合わせ、「低炭素社会への移行リスク」と「気候変動の物理的リスク」の分類で検討を進めており、外務環境の変化を踏まえ定期的に見直しを実施している。

リコーリースはフィナンシャルサービスを提供することで持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすことを目指す中で、リース等における取引先の活動を通じたネガティブ・インパクトを抑制するべく、「投融資における社会・環境への配慮に関する方針」を策定している。同方針では、公序良俗に反するもの、反社会的勢力に対するもの、資金使途が投機的思惑に起因するもの、クラスター弾の製造を行う企業との取引、これらに直接関わる商材について、社会・環境に対する重大なリスクまたはネガティブなインパクトを認識した場合は投融資等を実行しないとしている。また、留意すべき取引として、石炭火力発電、兵器製造、森林破壊、パーム油などでマイナスな影響を認識した場合も投融資等を実行しないことを方針に定めている。特に環境面においては、森林からの原材料調達に関する熱帯雨林の違法伐採や泥炭地の開発等によって気候変動や生物多様性への影響が懸念されるセクター等について、国際認証・現地認証取得等を考慮し、取引先とのエンゲージメントを通じて、環境問題に対する認識を共有していくとしている。

以上より、リコーリースがサステナビリティに関する組織体制、マテリアリティの特定、及びリスクマネジメントに関する継続的な強化・見直しを実施し、ネガティブ・インパクトの抑制とポジティブ・インパクトの拡大に向けた方針策定と取組を推進するなど、適切なインパクト・マネジメントの運営ができていることを確認した。

2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価

2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

本ファイナンスでは、リコーリースの事業活動全体に対して、ポジティブ・インパクト・フレームワークに沿って、包括的分析及び個別インパクトの特定・評価が実施された。

(1) 包括的分析

セグメント、エリア、サプライチェーンの観点から、リコーリースがインパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

まず、セグメントを事業全体で俯瞰すると、売上高ベース（2020年3月期）では従来セグメントによる分類で、リース・割賦事業 96.3%、金融サービス事業 2.8%となっている。また、エリアの観点で事業全体を俯瞰すると、営業拠点は日本全国をカバーしている。

リコーリースは金融法人であり、投融资やリース等を通じてステークホルダーに対して直接的なインパクトを与えるだけでなく、ステークホルダー自身の環境・社会・経済に対するポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの抑制を間接的に行うことが期待できる。したがって、リコーリース活動により生み出される直接的及び間接的なインパクトを特定・評価するために、新セグメントによる分類でリース&ファイナンス事業、サービス事業およびインベストメント事業の3事業をリコーグループ全体の機能のうち金融機能の観点から、日本全国ベースで包括的に分析することとする。

(2) インパクト特定

ポジティブ・インパクト金融原則、ポジティブ・インパクト金融実施ガイド（モデル・フレームワーク：資金用途を特定しない事業会社向け投融资）に基づき、三井住友信託銀行所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FIの定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが発現するインパクトカテゴリーを確認した。次に、三井住友信託銀行所定のインパクト・レーダーを用いてSDGsのゴール、ターゲットへの対応関係についても評価した。UNEP FIのインパクトツールでインパクトが発生すると確認されたカテゴリーについては、全て評価対象に含めた。なお、原則として、リコーリースによる公開資料を基にインパクト評価を実施しているが、重要な項目に関してはその裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により手続きを補完している。

リコーリースは2020年度に4つのマテリアリティの見直しを行っている。また、各マテリアリティについて10の取り組みテーマ、及びそれらの具体的施策を「サステナビリティ中期経営計画」において定め、サステナビリティ経営を推進している。

三井住友信託銀行はインパクト・レーダーを用いて、各プロセスにおけるインパクトを、その影響を及ぼすインパクトカテゴリー毎に仕分し、これらのインパクトをサプライチェーンの観点で再整理し、下記①～③のインパクトを特定した。これらにおいて採用したKPI

をモニタリングしていく。

本評価におけるインパクト項目とマテリアリティとの関連

	インパクト項目	マテリアリティ	SDGs
①	気候変動の緩和	クリーンな地球環境を作る	7.13
②	資源循環	クリーンな地球環境を作る	12
③	ダイバーシティ&インクルージョン	ハピネスな会社、そして社会をつくる	5.8.10

2-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って下表の通り確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

リコーリースは、本ファイナンスにおいて特定された重要なインパクトを、今後新たなサステナビリティに関する目標として設定する予定である。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	事業セグメント・エリア・サプライチェーンの観点から、リコーリースの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクトが特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	リコーリースは、2012年に「21世紀金融行動原則」に署名しているほか、2019年には、「気候変動財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、TCFD提言に基づいた情報開示ならびに事業戦略およびリスクマネジメントへの気候変動リスク・機会の反映を行う方針である。
CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	リコーリースが公表している「統合報告書」、「マテリアリティ」、「サステナビリティ中期経営計画」等を踏まえ、インパクトが特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	特定されたポジティブ・インパクトは、グリーンボンド原則のプロジェクト分類における「再生可能エネルギー」、「省エネルギー」、「高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス」およびソーシャルボンド原則のプロジェクト分類における「社会経済的向上とエンパワーメント」等に該当する。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	リコーリースは、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当し

<p>持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。</p>	<p>ないことが確認されている。</p> <p>リコーリースの事業に係る重要なネガティブ・インパクトとして、事業活動におけるCO₂排出、リース終了後の廃棄物、健康経営の推進等が特定されている。これらは、「マテリアリティ」および「サステナビリティ中期経営計画」等で取り組むべきテーマとして取り上げられている。</p>
<p>事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。</p>	<p>三井住友信託銀行は、原則としてリコーリースの公開情報を基にインパクトを特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三井住友信託銀行の作成したPIF評価書を踏まえてリコーリースにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。</p>

3. KPIの適切性評価及びインパクト評価

3-1. KPI設定の概要

本ファイナンスでは、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動を踏まえて、「気候変動の緩和」、「資源循環」、「ダイバーシティ&インクルージョン」の3つのインパクトが選定されており、それぞれにインパクト指標（KPI）が設定された。

① 気候変動の緩和

✓ポジティブ・インパクトの拡大、ネガティブ・インパクトの抑制

✓SDGsとの関連性

「7.エネルギーへのアクセス確保」「13.気候変動」

✓インパクトカテゴリー

「大気」「資源効率・安全性」「気候」

✓内容

環境循環に根ざしたクリーンな地球環境への貢献

✓対応方針

- a. 事業活動におけるCO₂排出量削減による地球温暖化の抑制
- b. 環境関連分野の拡大を通じた環境負荷低減

✓目標と指標（KPI）

- a. 事業活動におけるCO₂排出量削減による地球温暖化の抑制

目標：事業活動（スコープ1・2）におけるCO₂排出量を2022年度に774t-CO₂（2015年度比30%削減）、2030年度に410t-CO₂（2015年度比63%削減）、2050年にゼロとする

KPI：CO₂排出量

- b. 環境関連分野の拡大を通じた環境負荷低減

目標：創エネ・省エネの推進により脱炭素社会を実現する

KPI：(a) 環境関連分野取扱高目標の開示

(b) 再生可能エネルギー関連リースによる発電量を把握する体制の構築

(c) 再生可能エネルギー関連リース及び事業投資資産によるCO₂削減効果の開示

- a. 事業活動におけるCO₂排出量削減による地球温暖化の抑制

リコーリースはサステナビリティ中期経営計画における主要取り組みテーマの一つに「環境循環に根ざしたクリーンな地球環境への貢献」を掲げており、国際規格ISO14001に則った環境マネジメントシステム（EMS）を構築・運用している。事業活動を通じた環境への貢献は、リコーリースが掲げる『循環創造企業へ』を実現するための最も重要な取り組みの一つである。

特に CO₂削減については、リコーリースグループは徹底的な省エネで自社の“GHG 排出ネットゼロ”を目指しており、「1. 想定した事業成長による CO₂増加分は自主努力で削減、2. 想定を超えた事業成長やエネルギー換算係数増による CO₂増加分に対しては排出量取引で対応」という考え方に基づいて排出量削減に取り組んでいる。具体的な取り組みとしては、OA 機器の省エネルギーモデルへの入替、エコカーの積極的導入、「働き方改革」（総労働時間削減等）による省エネルギーを実施している。

2019 年 8 月の TCFD 提言への賛同や、環境への貢献が持続可能な循環社会の創造におけるキーエッセンスであるという考え方のもと、リコーリースは SBTi*1 の新たな基準「2 度を十分に下回り、1.5 度への努力を追求する 1.5 度水準」に基づき、2015 年度を基準とした中長期の CO₂削減目標を策定しており、2022 年に 774t-CO₂（2015 年度比 30%削減）、2030 年に 410t-CO₂（2015 年度比 63%削減）、2050 年にゼロカーボン社会（CO₂ 排出量ゼロ）とすることを掲げている（図 4）。これらの目標は、パリ協定における「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という目標に基づき日本が定めた、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減という中期目標を上回るものであるとともに、2020 年 10 月に菅首相が所信表明演説で示した「温室効果ガス 2050 年実質ゼロ」を先取りしたものであり、リコーリースの Scope1・2 での CO₂ 排出量削減目標は野心的であると言える。

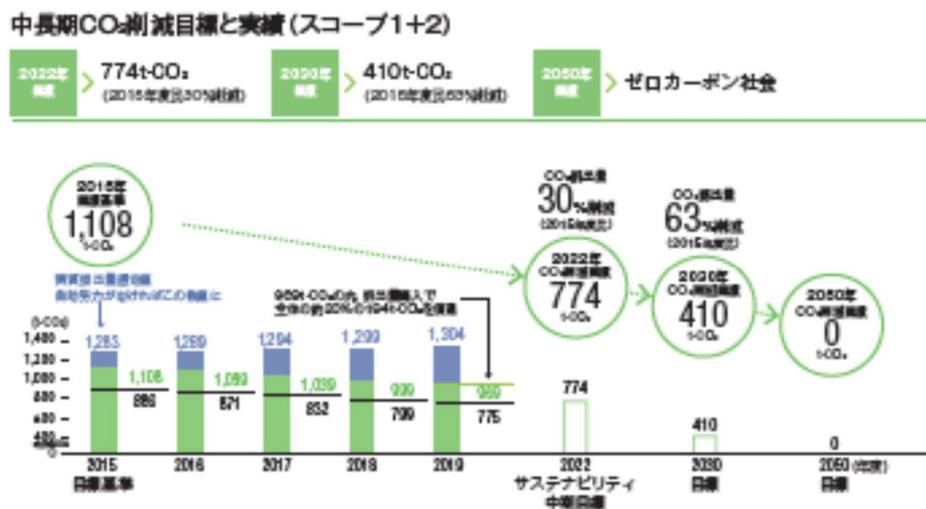


図 4： リコーリースの中長期 CO₂削減目標と実績（スコープ 1+2）

*1 SBTi：気候変動による世界の平均気温上昇を、産業革命前と比べて 1.5℃に抑えるという目標に向けて、企業に対し科学的知見と整合した削減目標を設定することを推進している共同イニシアティブ。

b. 環境関連分野の拡大を通じた環境負荷低減

リコーリースは再生可能エネルギー設備や LED 等の環境負荷低減に資する製品を環境関連分野と位置付け、その拡大を通じて環境負荷低減に貢献することを目指している。2019

年度における環境関連分野取扱高は 568 億円であり、今後、目標開示に向けて検討を進めていくこととしている。

また、サステナビリティ中期経営計画では、「環境循環に根ざしたクリーンな地球環境への貢献」を事業成長戦略の一つとして、再生可能エネルギー分野の事業拡大等の推進によって、**E**：環境循環の事業ドメインでの価値創造実現を掲げている。

太陽光発電設備については、2018 年度からはリコーリース自身が発電事業者となり、自社で設備を所有し売電を行う自家消費モデルを推進している。また、リース&ファイナンス事業では FIT（固定価格買取）制度を背景にしたプロジェクト・ファイナンスの提供や、野立て又は倉庫の屋根等に設備を設置するリース・割賦契約を行っている。リコーリースは今後、ファイナンス事業によって新規に導入する再生可能エネルギー設備における発電量を把握する体制の構築の推進、及び体制構築後の CO₂ 削減量の開示を予定しているところであり、それらの実現によってリコーリースの環境分野の取り組み拡大、ひいては脱炭素社会の実現への寄与が期待できる。

リコーリースは今後も、これら環境関連分野における取組の一層の推進を図っており、環境面におけるポジティブ・インパクトの拡大及びネガティブ・インパクトの抑制は今後さらに進展していくことが期待できる。

② 資源循環

✓ネガティブ・インパクトの抑制

✓SDGs との関連性

「12.持続可能な生産・消費」

✓インパクトカテゴリー

「資源効率・安全性」「気候」「廃棄物」

✓内容

環境循環に根ざしたクリーンな地球環境への貢献

✓対応方針

3R の推進やリース終了機器の回収拠点増設による資源循環への貢献

✓目標と指標（KPI）

目標：3R の更なる促進を進め、適切な回収・処分による省資源・廃棄物の削減

KPI：リース終了物件の除却処分比率を毎年度 2.00%以下とする

リコーリースはリース会社として、リース契約終了機器を適正に回収することを責務としており、リース事業を通じた資源循環へのアプローチとして、リース契約期間終了時にリース機器を適正に回収することで 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進している。リコーリースがリース事業で取り扱う機器は事務用機器の他、産業機械や医療機器など多岐にわたるため、「物件返却事前相談データベース」による返却処理の一元化を行い、リース契約終了物件の効率的かつ確実な回収、廃棄処理を進めている。

2019 年度時点でリコーリースリース終了物件の除却処分比率*1は全体で 1.99%となっており、今後も除却処分比率 2.00%以下を目標とし、一層の省資源・廃棄物の削減に取り組んでいる。また、2019 年度時点でのリコーリースリース終了物件のリサイクル率*2は 86.2%、リコーリースグループにおける廃棄物排出量は 488.2t となっており、リコーリースの資源循環における取組状況の指標として、今後も継続的にモニタリングをしていく。

また、リコーリースはリコー製品以外のリース終了機器の回収活動を積極的に進めている。回収率向上に向けてリース終了物件の回収拠点増設や回収方法の見直し等により、顧客がリコーリースへ機器を返却しやすい環境の整備を進めており、回収拠点については 2020 年現在で全国 18 拠点に拡大している。回収機器については、リユース可能な機器は公正な競争の中で適切に選定したパートナー企業（中古品買取業者）に販売、リサイクル可能な機器は適切な処理ができるパートナー企業（資源買取業者）に資源として販売、資源化できない機器に関しては適法かつ適正に選定したパートナー企業（産廃処理業者）にて処分することで、リース機器処分に伴う環境負荷の低減を図っている。

リコーリースは今後も、回収拠点の増設や、リース終了機器の多様化を受けたリサイクル・回収方法の検討を進める等により、リース機器処分に伴う環境負荷ゼロ、ひいては環境における新たな価値の創出を目指しており、当該領域におけるネガティブ・インパクトの抑

制が今後さらに期待できる。

- *1 除却処分比率：未回収機器を除いた数に対する、再リース、売却、廃却(機器を回収し、リコーのリサイクル工程で、部品や材料として再利用すること)、リース契約後の無償譲渡のいずれもなされなかった機器の比率
- *2 リサイクル率：再リース、売却、廃却を「リサイクル」とし、リース物件全体から「未回収機器」を除いた数に対するリサイクルの比率

③ ダイバーシティ&インクルージョン

- ✓ポジティブ・インパクトの拡大
- ✓SDGs との関連性
 - 「5.人権」「8.雇用」「10.ダイバーシティ」
- ✓インパクトカテゴリー
 - 「雇用」
- ✓内容
 - 社員の幸福を会社業績拡大につなげる人財マネジメント
- ✓対応方針
 - 社員のハピネス値を向上させる人事施策の展開
- ✓目標と指標（KPI）
 - 目標：社員が健康的にいきいき働き、誇りを持てる会社風土を醸成する
 - KPI：女性管理職比率を 2020 年度に 20%とする
 - 2021 年度以降の目標は、早期に開示する

リコーリースは、多様な人財が活躍できるために、優秀な人財を確保するために、働く人の価値観、制約、ニーズを重視した人財マネジメントが、中長期ビジョン『循環創造企業へ』の実現に不可欠な基盤と位置付けている。中でも D&I は人財マネジメントの基本であると考えており、性別、年齢、人種や国籍等に関係なく多様な人財がいきいきと活躍できるように、誰もが持つ無意識の偏見について“知る・気づく・意識する”ための「アンコンシャスバイアス研修」の実施など、職場環境づくりを進めている。

特にリコーリースは社員の約半数を占める女性の活躍推進がリコーリースの今後の発展の原動力になると考えており、2020 年度に女性管理職比率を 20%まで引き上げることを目標に掲げ、2021 年度以降も目標を定めて女性の活躍推進に取り組むとしている。リコーリースは目標達成に向けて、近い将来管理職となり得る女性社員の早期育成を目的に、2017 年度から女性社員自身と、育成する立場の上司を対象とした選抜式の女性管理職研修を開始した。2019 年度にはリニューアルした「女性のためのマネジメント研修」を実施し、12 名が参加、過年度受講生も含め 2020 年 4 月 1 日付で 9 名の女性社員が新たに管理職に登用された。また、「キャリアリカバリー制度」により、育児・介護休業が昇格において不利にならないように人事運営を図っている。女性活躍を支えるワークライフバランスにおいても、年休取得率は 3 年連続 80%を超え高い水準を維持し、「育メン・チャレンジ休暇制度」の導入し、男性の家事・育児参加を促進している。

これらの取り組みが評価され、リコーリースは 2017 年度に東京労働局長より「えるぼし」認定の最高位である 3 段階目の認証を受けている。同認定を受けている従業員数 301 人以上の企業は全国に 455 社しかなく、リコーリースとの取り組みが国内でも積極的であるこ

とが評価できる。また、意欲ある女性が働きやすい環境づくりを積極的に行っている企業を表彰する「Forbes JAPAN WOMEN AWARD」においては企業部門（従業員 300 名以上 1000 名未満の部）で 2 年連続ベスト 5 に入っている。

リコーリースの女性の活躍推進施策は他企業に比し先進的であり、今後もリコーリース取組によって D&I 推進の観点から社会、とりわけ雇用に与えるポジティブ・インパクトは比較的大きいと考えられる。

3-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下の通り確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本ファイナンスを実行することにより、リコーリースのリース事業を通じて、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

リコーリースは新たに特定したマテリアリティにおよび取り組みテーマに沿った「サステナビリティ中期経営計画」を2020年に制定しており、今回特定された3つのインパクトは、それぞれ下記のインパクトカテゴリーに対して影響を及ぼしている。

(1) 「気候変動の緩和」：「エネルギー」に係るポジティブ・インパクト及び「気候」に係るネガティブ・インパクト

(2) 「資源循環」：「廃棄物」及び「資源効率・安全性」に係るネガティブ・インパクト

(3) 「ダイバーシティ&インクルージョン」：「雇用」に係るポジティブ・インパクト

リコーリースでは、自社で使用するOA機器の省エネ化やエコカーの積極的導入を進めているほか、太陽光発電設備をリースのみならず自社保有して売電も開始するなど、省エネおよび創エネを進め、脱炭素化社会の実現にむけて取り組んでいる。気候変動の緩和においては、自社のCO₂削減に係る目標設定のみならず、環境関連分野の事業活動の拡大を通じた環境負荷低減を図ることとしており、多様な側面からのインパクトの発現が期待される。

また、リース終了物件の再リース、売却、無償譲渡およびリサイクル等の促進により、省資源化や廃棄物の削減に取り組んでいる。

さらに、女性の活躍推進がリコーリースの今後の発展の原動力となると考え、女性の管理職比率を引き上げ、一層の女性の活躍推進に取り組んでいる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスにより、大きなネガティブ・インパクトの抑制およびポジティブ・インパクトの発現が期待される。

リコーリースは、売上高でリース業界国内10位の企業であるが、環境に関して先進的な取り組みを行ってきたリコーグループの一員として、従来から環境に関する取り組みや情報開示を積極的に行ってきた。2018年8月に、リース業界で初めてグリーンボンドを発行したり、環境情報開示に関する国際的なNPOであるCDPの評価において、気候変動に関する戦略や対応、情報開示が特に優れ、グローバルリーダーとして認められた企業の証である「A」評価を受けるなど、リコーリースは国際的にも環境に対する取り組

みが優れている企業であると評価されている。

リコーリースが今回のファイナンスで設定したKPIのうち、「気候変動の緩和」は、二つの取り組みについてKPIが設定されている。まず、自社の環境負荷低減活動として、中間目標を設定しながら2050年に事業活動（スコープ1・2）におけるCO₂排出量ゼロを目指すことが挙げられている。次に、事業活動を通じた他社への波及効果として、環境関連分野の取扱高に関する数値目標設定や再生可能エネルギー関連リースに関する情報開示に係るKPIを設定した。自社の事業活動におけるCO₂削減については、電気自動車（EV）の導入や省エネルギー性能の高い機器の導入等によって達成していく予定である。また他社への波及効果に関しては、契約後は直接データ把握の難しいリース物件についても、新規の案件について再生可能エネルギー関連の数値を把握できる体制を整え、定量的な測定を行っていく予定である。リース会社は、再生可能エネルギー及び省エネルギー関連設備のリース業を通じて、取引先の環境に対するポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの抑制を間接的にもたらすことから、気候変動の緩和に関して、大きなインパクトをもたらすものと評価している。

「資源循環」に関してはリースが終了した物件全体に対しての、除却処分比率を2.00%以下と設定しているが、除却処分比率の目標を公表しているリース会社は無く、同業他社に同様の取り組みを促す意味で、この目標設定の業界に対するインパクトは相応にあるものと評価している。

「ダイバーシティ&インクルージョン」に関しては、女性管理職比率を2020年度に20%とするという数値目標自体は同業他社比で特段高い水準ではないものの、従業員数が比較的少ないリコーリースにおいて、上記の取り組みを進めることは難易度が高いと考えられ、同様の取り組みを行っている中堅企業への波及効果が期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

リコーリースでは2020年より、サステナビリティに関する体制として、「サステナビリティ委員会」を設置している。「サステナビリティ委員会」は、担当役員を委員長とし、常務執行役員及びサステナビリティやESG課題に直面する各本部長によって構成された諮問委員会であり、この委員会で討議された内容が、経営会議や取締役会に上程され、リコーリースのサステナビリティ活動として取り上げられる。2020年8月に行われた第一回の委員会では、「マテリアリティ」の見直しや、「サステナビリティ中期経営計画」の策定などが討議されている。

サステナビリティ中期経営計画は、特定された「マテリアリティ」およびリコーリースの中長期ビジョンである「循環創造企業へ」を踏まえて作成されたものであり、財務と非財務を統合した計画となっている。

また、リコーリースでは2017年に自社およびステークホルダーの両者にとって重要である課題を抽出した13項目の「マテリアリティ」と4つの重要テーマを初めて特定した。2020年には、事業を取り巻く環境や社会の課題やSDGsなどを踏まえて、前述の通りマテリアリティ4項目と10の取り組みテーマを見直して改めて特定している。

今回個別インパクトとして特定された3項目の取り組みテーマについては、いずれも2020年に特定された「マテリアリティ」に関するものであり、経営陣が特に注力しているテーマであることを確認している。したがって、本ファイナンスによって、3項目のテーマに関する個別インパクトの効率的な発現・抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各KPIが示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、以下にリストアップした通り、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

① 「気候変動の緩和」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030年まで、世界全体エネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減、及び早期警告に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する。

② 「資源循環」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ターゲット 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

③ 「ダイバーシティ&インクルージョン」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8 : すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワーク、ならびに同一労働同一賃金を達成する。



目標 10 : 国内および国家間の不平等を是正する

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する。

ターゲット 10.3 差別的な法律、政策、および慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。

4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、リコーリースの事業活動から意図したポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避・抑制されていることを継続的にモニタリングする。

リコーリースは統合報告書、ウェブサイトなどでサステナビリティに関連する定性的、定量的な情報を開示している。三井住友信託銀行はそれらの公開情報その他の各種公開情報を確認することによって、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時においては、リコーリースから状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、ポジティブ・インパクト・ファイナンスの契約にあたって、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを要請している。リコーリースは、契約期間中のインパクトに関して、目標の達成に向けた取組みを継続していくとしており、三井住友信託銀行はその進捗度合いについても併せてモニタリングすることとしている。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 2~4 より、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規定・体制の整備状況、並びにリコーリースに対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って下表の通り確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本ファイナンスは、三井住友信託銀行がリコーリースのポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本ファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな貢献がもたらされると期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、持続可能な開発目標 (SDGs) における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本ファイナンスは、SDGs との関連性が明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本ファイナンスは、三井住友信託銀行のリコーリースに対するローンである。
PIF 原則はセクター別ではない。	本ファイナンスでは、リコーリースの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本ファイナンスでは、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面に着目し、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規定を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、より効果的な PIF が実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体にわたり意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入が適切かどうかについて、セカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>

<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行の社内規定により、プロセスは随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCRは2020年8月改定の同行社内規定を参照している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記されたUNEP FIのインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>

3. 原則3 透明性

原則	JCRによる確認結果
<p>PIFを提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則1に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則2に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則4に関連） 	<p>本ファイナンスでは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保されている。また、リコーリースはKPIとして列挙した事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三井住友信託銀行は、PIF の実施にあたり、PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、本ファイナンスのインパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

V. 結論

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金がリコーリスの設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル